

## 旭川工業高等専門学校図書館運営規則

|    |                  |                   |
|----|------------------|-------------------|
| 制定 | 平成23. 3. 8 達第15号 |                   |
| 改正 | 平成27. 3. 20達第12号 | 平成28. 3. 24達第17号  |
|    | 平成28. 11. 24達第3号 | 平成29. 3. 23規則第14号 |
|    | 平成30. 2. 15規則第2号 | 令和元. 6. 20規則第20号  |

### 旭川工業高等専門学校図書館運営規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第21条第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

#### (目的)

第2条 図書館は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育及び研究を支援し、学生の主体的な学習の場として豊かな教養と幅広い思考力を養うことに資するとともに、地域社会の生涯学習の場としての役割を果たすことを目的とする。

#### (図書館資料)

第3条 図書館が管理する資料（以下「図書館資料」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他の資料（本校刊行物及び各種調査統計資料を含む。）

#### (業務)

第4条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (3) 図書館利用者へのレファレンスサービスに関すること。
- (4) 本校教職員の教育・研究に対する協力に関すること。
- (5) 本校沿革史及び諸記録の編纂に関すること。
- (6) その他図書館に関すること。

#### (利用)

第5条 図書館の利用について必要な事項は、旭川工業高等専門学校図書館利用規則（平成30年規則第3号）の定めるところによるものとする。

#### (組織)

第6条 図書館は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 副図書館長
- (3) 図書館員

#### (図書館長)

第7条 図書館長は、教授のうちから校長が指名する。

2 図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 図書館長は、校長の命を受け、図書館の管理運営に関することを掌理する。

#### (副図書館長)

第8条 副図書館長は、図書館員のうちから1人を、校長が指名する。

- 2 副図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副図書館長は、図書館長の命を受け、図書館の業務を処理するとともに、図書館長の職務を補佐する。

(図書館員)

第9条 図書館員は、各学科及び科並びに技術創造部の教職員のうちから各1人を、校長が指名する。

- 2 図書館員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 図書館員は、図書館長の命を受け、図書館の業務を処理する。

(個人情報の漏えい防止)

第10条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号に規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則(平成17年機構規則第65号)第41条の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(事務)

第11条 図書館の事務に関することは、学生課が処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 旭川工業高等専門学校図書館センター運営規程(昭和47年旭高専達第8号)は、廃止する。

附 則(平成27. 3. 20 達第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28. 3. 24 達第17号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定後、最初の図書館長の任期は、第5条第3項の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(平成28. 11. 24 達第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29. 3. 23 規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30. 2. 15 規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元. 6. 20 規則第20号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。